

# 消防法令における 適合通知書について

平成 23 年 12 月 8 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順  
〒170-0013  
豊島区東池袋 1-33-3 池袋ソニーハイツ 508  
Tel 03-6912-8174 Fax 03-6912-8175  
e-mail : [jun.asai@asai-office.jp](mailto:jun.asai@asai-office.jp)  
URL : <http://asai-office.jp/>

いつもありがとうございます。浅井順です。

もうすぐ年末ということで、慌ただしく過ごしている方も多いのではないのでしょうか？

私もお歳暮や年賀状の準備、そして忘年会など、忙しくも楽しい毎日を過ごしております。

さて、年末年始は旅行に行つて旅館で過ごすなんて方も多いと思います。旅館としても年末年始は書き入れ時ですので、そこにあわせて私も行政書士として適法に旅館業を営むことができるよう許認可の手続きに邁進している次第です。

そこで本日は、旅館業を適法に行うために必要な消防法令における適合通知書についてお伝えしたいと思います。

## 消防法令における適合通知書について

### 1. 消防法令適合通知書

旅館業を開業するためには旅館業営業許可が必要ですが、旅館業営業許可申請には**消防法令適合通知書**が必要です。

そのため、旅館業営業許可申請前に、消防署への相談⇒**消防法令適合通知書交付申請**を行わなければなりません。この通知書を取得する為には、消防署の定めるマニュアルに従った消防訓練を実施しなければなりません。

### 2. 消防訓練

この訓練は、経営者および従業員の全員が参加して行います。各自に通報連絡、消火、避難誘導、非常持出などの係りが割り振られ、その役割を適切に遂行できるか、ストップウォッチを手にした消防署員立会いの下で行います。

### 3. 訓練の実際

火災報知のベルが鳴って、続いて「火事です。」との館内放送があり、通報連絡係りが走ってきて各部屋のドアを叩いて「火事だ。」と告げて回ります。

客の係は部屋から出て廊下を集まり、誘導係りに従って非常口のドアから非難します。

### 4. 許可通知書の発行

無事訓練が終了し、その後消防署の立会検査が完了すれば、あとは適合通知書の発行を待つのみとなります。

通常は1週間程度で発行されますので、その通知書をもって次に保健所にて旅館業の営業許可申請を行うこととなります。

旅館業営業許可についてもお伝えすると長くなってしまいますので、今回はここまでとさせていただきます。

### 最後に

旅館業を開業する場合、旅館業営業許可以外の許可も必要となってきます。飲食を提供する場合は食品衛生法に基づき、飲食店営業許可が必要になります。

申請窓口は旅館営業許可申請と同じく、営業所を所轄する保健所になりますので、同時に進行させやすい許可だといえます。

事前に協議・相談する窓口は消防署と保険所の担当部署になります。

新規に用地・物件の選定などを行う場合は、あらかじめ市町村などに都市計画法上の制限などについて相談しておくといでしょう。

以上